

---

**最近の判例から** (17) – 騒音問題と名誉毀損 –
 

---

## 受忍限度を超える騒音の発生は認められず、執拗な苦情申し立て等は名誉感情を侵害すると認めた事例

(東京地判 平23・10・13 ウエストロージャパン) 河内 元太郎

---

マンションの2階202号室に居住する夫妻が、階下の102号室居住者は、202号室から騒音が発生しているとして、本件マンションの管理組合の総会等において夫妻の名誉を毀損する発言をし、夫妻に対し執拗に苦情を申し立て、夫妻の名誉感情を侵害したと主張して、階下の住人に対し、不法行為による損害賠償及び謝罪文の交付を求めた(本訴)のに対し、階下の住人が、202号室から受忍限度を超える騒音が発生しているとして主張して、夫妻に対し、不法行為による損害賠償を求めた(反訴)事案において、本訴請求を一部認容する一方、反訴請求を棄却した事例(東京地裁 平23年10月13日判決 ウエストロージャパン)

### 1 事案の概要

階下の住人Yは、平成13年以前から、202号室のほぼ真下の102号室に居住していた。202号室に居住する夫妻Xは、平成13年8月から10月15日までの期間、202号室の床を木製のフローリングにする工事を行った。平成16年7月ころ、管理規約に基づく使用規則が定められ、床をフローリングにする工事は1階住戸のみ許可するものとされた。Xは、平成19年11月16日から12月25日まで、202号室の厨房・食堂の改装工事を行い、平成20年2月4日から3月19日まで、202号室の浴室・洗面の改装工事を行った。

平成20年3月25日、YはXに宛て、202号室からの騒音に困惑していることを記載した手紙を出し、同月26日、Xはこれに対し、フ

ローリングの上にカーペットを敷き、音に注意して生活している旨手紙で説明した。Yは、平成20年6月から、管理人を通じて、苦情を申し立て始めた。

XとYは、平成20年6月18日、管理組合理事長等が立ち会い、騒音問題に関して協議し、同月26日、管理組合の定期総会において、本件騒音問題が議題として取り上げられた。同年8月22日、音響設計会社が調査を行い、本件マンションの床・壁のコンクリートの厚さ等は一般的であること、工事の前後で遮音性能に大きな差が生じる要因は見当たらないが、対策としては、床上に衝撃吸収性のあるカーペットの下地を挿入することが考えられることなどが報告された。

その後もYは、管理人を通じて苦情を申し立て、同年11月13日、管理組合の理事長は、Xに対し、「管理規約及び使用細則を遵守し、工事を実施してください。」などと記載した勧告書を発した。

同年12月16日、本件騒音問題が管理組合の臨時総会の議題に取り上げられ、平成21年1月23日、管理組合理事長は、Xに対し、「臨時総会において決議された事項(現在発生している問題(音)について対処すること)に関して対処すること。」などと記載した勧告書を発した。

### 2 判決の要旨

裁判所は次のように判示し、Xの請求を一部認容し、Yの請求を棄却した。

## (1) 名誉毀損の成否

Yが管理組合の役員や管理会社の面前、管理組合の総会で発言した内容は、マンションの住人らに対して、Xが、Yに被害を与えているという印象を与えるものであり、Xの社会的評価を低下させるものである。

## (2) 名誉感情の侵害の有無

Yが、Xに対し、平成20年6月から平成21年3月にかけて、管理人を通じ、申し立てた苦情の中には、Xに対する誹謗中傷とも受け止められる表現が多く含まれ、それらの苦情が非常に多数回にわたって申し立てられたことを考慮すると、Yの上記苦情は、社会通念上許される限度を超え、Xの名誉感情を侵害するものであったといわざるを得ない。

## (3) 違法性阻却事由の有無

Yから苦情が出され始めたのは平成20年の改装工事が終了してからであり、Yの主張する騒音が、平成13年に行われた202号室床のフローリングへの変更に起因するものであると推認することはできない。平成19年、平成20年の改装工事では、マンションの躯体に関わる給排水管の工事がされた事実はいくつかわかれず、102号室に流水音が伝わりやすくなったとは考えにくい。

Yは、Xが202号室に不在であった期間中も、複数回にわたり、管理人を通じて苦情を申し立てており、102号室において何らかの音が聞こえるとしても、それが202号室から発生するものであるとは想定し難い。平成19年及び平成20年の改装工事について、Xが管理組合に提出した書類に不備があったとしても、そもそも、Yの発言や苦情の内容が客観的事実に基づくものであるとは認められないことを考慮すると、Yの行為が正当な行為であったということはできない。

## (4) Xの損害額等について

Xは、Yの発言によって、Yに被害を与え

ている加害者であるという印象を与えられ、名誉を毀損され、多数回にわたる苦情の申立てにより、名誉感情を侵害されたものであって、精神的苦痛を被ったと認められる。

他方、Yの発言内容は、概ね、マンションの住人や管理会社の従業員らという一定の範囲の者に限って認識されるものであったと考えられること、その他、諸般の事情を総合的に考慮すれば、Xが被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料は、Xそれぞれについて30万円が相当であり、これと因果関係のある弁護士費用としては、それぞれ3万円が相当というべきである。

Xの名誉を回復するために、慰謝料に加えて、Yが謝罪文をX及び管理組合の理事長に交付する必要があるとは認められない。

## (5) 受認限度を超える騒音の発生の有無

Xが、平成20年の改装工事において受認限度を超える騒音を発生させたことと認めるに足りる証拠はないし、その後、202号室から様々な騒音を発生させている事実は認められない。

## 3 まとめ

本事案では、Yの騒音の苦情申し立て等は客観的事実に基づくものでなく、逆に限度を超えた申し立て等が名誉、名誉感情の侵害に当たるとされた。

騒音被害が受認限度を超えるか否かについては、騒音の測定値が条例の定めを超える等、客観的な数値等が判断材料とされているところであり、マンション上階の幼児による騒音被害を認めた事例（東京地裁H19.10.3判決 RETIO71-78）や、アパート下階の住人の放歌高吟が受認限度を超える騒音として認められた事例（東京地裁H20.10.29判決 RETIO 82-172）についても参考とされたい。